

議案第 35 号

岩倉市税条例の一部改正について

岩倉市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 4 月 13 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市税条例の一部を改正する条例

岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第20条中「岩倉市公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を岩倉市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第20条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条中「第61条、第74条の6第1項」を「第61条」に改め、同条第2号及び第3号中「第74条の6第1項の申告書、第90条第1項」を「第90条第1項」に改める。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に、「いう。）」を「いう。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」に改める。

第65条第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平

成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別
  - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
  - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 第73条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第73条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第74条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第74条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等」を「軽自動車等」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第74条の3から第74条の8までを削る。

第74条の9(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第74条の3とする。

第75条(見出しを含む。)、第76条(見出しを含む。)及び第77条(見

出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「及びその者」を「並びにその者」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し、第80条(見出しを含む。)並びに第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条第1項中「第74条の9」を「第74条の3」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項及び」を「及び」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、

「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条中第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第19項を第16項とし、第20項を第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「以下この条」を「次項及び第3項」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「この項及び次項」を「この項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号、第20条第2項第2号、第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条及び第20条の3の改正規定（「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める部分に限る。）並びに次条の規定は、令和8年5月21日から施行する。

### (公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩倉市税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、前条ただし書に規定する施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 令和8年4月1日以前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(岩倉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 岩倉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年岩倉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。